

ニッセイ・ウェルス 定期受取型終身 〈円建/外貨建〉

積立金区分型終身保険特約(確定積増型)付指定通貨建特別終身保険

ご検討・お申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

当冊子の表記について	<ul style="list-style-type: none">「商品パンフレット」「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。当冊子に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
ご留意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none">●野村證券株式会社(募集代理店)では複数の保険会社の生命保険商品を取扱っています。ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格を持った社員にお問い合わせください。●保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては本商品をお申込みいただけない場合があります。●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	<p>ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。</p> <p> 0120-001-262</p> <p>受付時間：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。</p>

[引受保険会社]
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
www.nw-life.co.jp

[募集代理店]
野村證券株式会社
取扱者(生命保険募集人)



・商品パンフレット

2025年10月

・特に重要なお知らせ 契約締結前交付書面
(契約概要・注意喚起情報)



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
 - 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。
- 詳細は、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

[募集代理店]

野村證券株式会社

■ 公的保険制度について

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて
公的保険と民間保険の2種類があります。
民間保険は公的保険を補完する面もあることから、
公的保険の保障内容を理解したうえで、
必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

くわしくは
こちら



ニッセイ・ウェルス 定期受取型終身 〈円建/外貨建〉

積立金区分型終身保険特約(確定積増型)付指定通貨建特別終身保険



商品パンフレット

つかう

+

のこす

2つの機能を

あわせもつ、一時払の終身保険です。

つかう

ふえた分を自分でつかえる

決まった金額を毎年受け取ることができます。

●受取金額は、指定通貨建で **一生涯変わりません。**

ご契約の1年後から、毎年、決まった時期に定期支払金を受け取ることができます。

※外貨建の金額を円貨に換算して受け取る場合、受取時におけるニッセイ・ウェルス生命所定の為替レートによって、受取額が変動します。



●**ご自身で好きなこと**につかうことができます。

例えば…



趣味の費用に



ゆとりある
老後資金のために



旅行の費用に

のこす

大切な家族にのこせる

生命保険を活用した相続対策ができます。

●**お金に名前**をつけてのこせます。

死亡保険金は「受取人固有の財産」として遺産分割協議の対象外*となります。

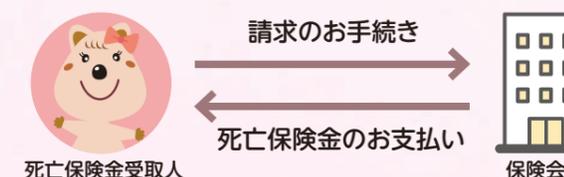
*ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、持ち戻しの対象になるとされています。

死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内のご親族より指定できます。



●**すみやかに現金化**することができます。

納税資金や当面の生活費に活用できます。



●**生命保険金の非課税枠**を活用できます。

$$\text{非課税限度額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}^*$$

*契約者 (=保険料負担者) と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠 (500万円 × 相続税法で定める法定相続人数) <相続税法第12条>」が適用されます。

税務のお取扱いは2025年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

つかう 毎年、指定通貨建で一定額を 一生涯受け取れます。

▶ 毎年の定期支払金額は、指定通貨建で一生涯変わりません。

$$\text{定期支払金額} = \text{一時払保険料} \times \text{確定積増率}^*$$

*積立利率、年齢および性別をもとに決定し、ご契約時に設定され、保険期間中は一定です。

▶ 定期支払金は、ご契約の1年後から、毎年ご契約者へ支払われます。

※ご契約時に、「定期支払特則」が付加されます。

のこす 一生涯の死亡保障を 準備できます。

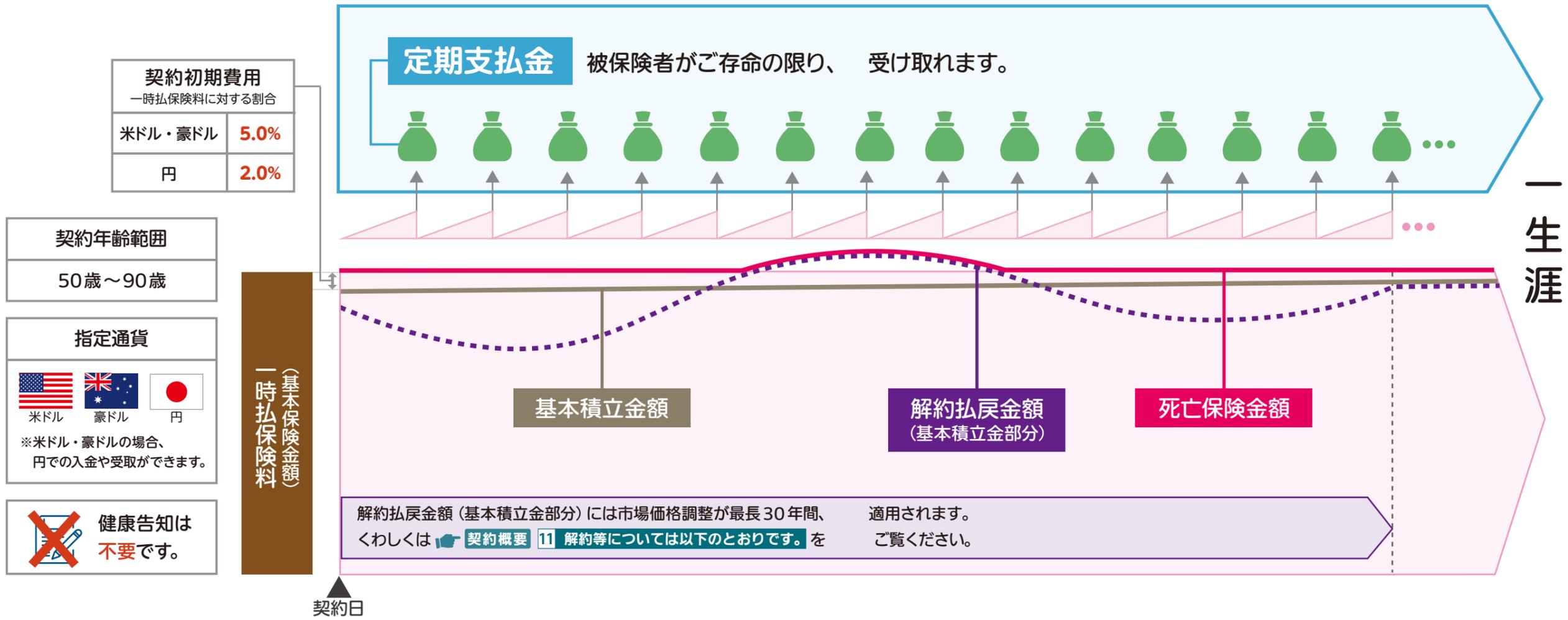
▶ お支払いする死亡保険金額は、指定通貨建で
一時払保険料が最低保証されます。

※解約払戻金額(基本積立金部分)が一時払保険料(基本保険金額)
を上回る場合は、解約払戻金額をお支払いします。

定期支払金を
毎年受け取っても
保障が減らないから
安心ね!



【イメージ図】



指定通貨で米ドル、豪ドルをご選択の場合
円での入金やお受け取りの場合は、ニッセイ・ウェルス生命所定の為替手数料がかかります。また、定期支払金は、受け取り時の為替レートによって、円の受取額が変動します。

この保険のリスクと費用について
 ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
 ・この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要な費用、特定のご契約者にご負担いただく費用の合計額です。

ご契約について

指定通貨	米ドル 	豪ドル 	円 
契約年齢	50歳 ~ 90歳 (契約日における被保険者の満年齢)		
最低一時払保険料*1 (保険料単位)	30,000米ドル (100米ドル)	30,000豪ドル (100豪ドル)	300万円 (1万円)
最高保険金額	20億円 $\text{ニッセイ・ウェルス生命の定める他の保険契約の死亡保険金額等}^{*2} + \text{今回お申込みの基本保険金額} \leq \text{通算最高保険金額}$ ※円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。		
保険期間	終身		
契約者	被保険者の3親等以内のご親族 (法人契約可)		
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内のご親族 (契約者が法人の場合は法人) ※1%単位で合計が100%となるよう複数名ご指定いただけます。		

*1 指定通貨が米ドル・豪ドルで円でご入金される場合は300万円(保険料円入金特約付加)となります。

円でのご入金の場合、指定金融機関口座への送金のみとなります。

*2 今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。

定期支払金の受取口座について

▶ご契約時に受取口座をご指定いただきます。

※外貨でお受け取りの場合、外貨口座が必要となります。

■受取口座の変更をご希望の場合

ご契約者さまよりニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターへお申し出ください。必要書類を郵送にてお送りいたします。

ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンター

 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

税金のお取扱いについて



▼一時払保険料について

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

▼解約払戻金(解約差益)に対する課税

所得税(一時所得) + 住民税の対象となります。

▼死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)〈相続税法第12条〉」が適用されます。

▼定期支払金に対する課税

所得税(雑所得) + 住民税の対象となります。

●定期支払金の受取にかかる税金の計算方法は以下のとおりとなります。

$$\text{定期支払金額} - \text{必要経費} = \text{雑所得}$$

お受け取りになった定期支払金額から必要経費を差し引いた金額が**雑所得**となります。雑所得は総合課税となりますので、他の所得と合算された金額で税率等が決まります。そのため、定期支払金をお受け取りになる方の所得金額によって税額が異なります。

●必要経費の計算方法は以下のとおりとなります。

必要経費はその年に受け取った定期支払金額に必要経費割合を掛けた金額となります。必要経費割合は定期支払開始時の一時払保険料相当額と受取総額見込額で計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{定期支払金額} \times \frac{\text{必要経費割合}^{*1}}{\text{定期支払開始時の一時払保険料相当額} / \text{定期支払開始時の受取総額見込額}^{*2}}$$

*1 小数点第3位以下を切り上げ *2 受取総額見込額 = 定期支払金額 × 被保険者の余命年数 + 基本保険金額

※被保険者の余命年数は、所得税法施行令別表に定める余命年数をいいます。

参考 年金所得者の申告不要制度

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

①公的年金等の収入金額の合計金額が 400万円以下

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20万円以下

※①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。

※②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差し引いた金額です。

※公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。

※住民税については、申告が必要となる場合があります。

- 税務のお取扱いは2025年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

「保険契約者代理特約+ご家族登録制度」について

ご契約時に付加できます。契約後はお客さまからのお申し出により中途付加・変更が可能です。
特約を付加するにあたり、費用はかかりません。

契約者は、あらかじめ指定された保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、**契約者にかわり、保険契約者代理人が**所定の手続きを行うことができます。

保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。

*財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、契約者に所得税・住民税が課税されます。

なお、保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。

■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✕ 対象外となるお手続き
<input type="checkbox"/> 保険証券再発行 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 減額・解約 <input type="checkbox"/> 死亡保険金の請求 (契約者が死亡保険金受取人となる場合) 等	<input type="checkbox"/> 契約者・保険契約者代理人・死亡保険金受取人の変更 等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります
(例：解約等の出金を伴うお手続き)。

▼ 保険契約者代理人は、以下の範囲内から**1名指定**いただきます。

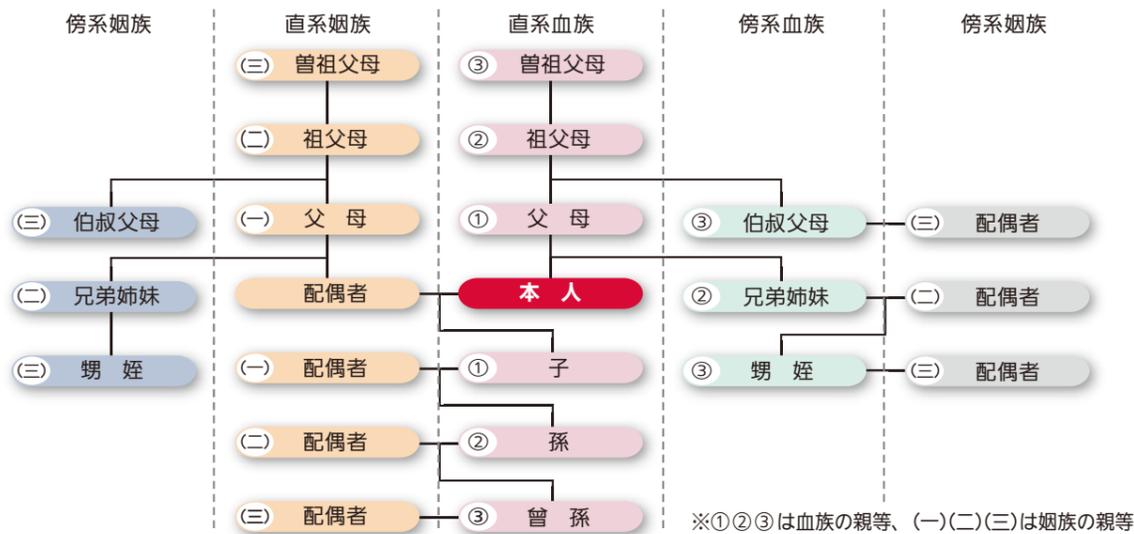
※死亡保険金受取人と同一人とするをおすすめします。

保険契約者代理人 契約者と次の関係にある人

- ①戸籍上の配偶者 ②直系血族 ③兄弟姉妹 ④同居または生計を一にしている3親等内の親族
- 上記のほか、次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人
- ⑤同居または生計を一にしている人 ⑥財産管理を行っている人 ⑦死亡保険金受取人
 - ⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約について詳しくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

無料 健康お役立ちダイヤル

ご契約後のサービス

健康や
医療について
相談したい

ご利用対象者

契約者および被保険者
その同居の家族

24時間365日

相談料・通話料無料

24h

まいにち健康相談 365

経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどに関するご相談に、きめ細かくアドバイスいたします。

こんな時に
ご利用ください



旅行中に
熱が出た。
近くの病院を
知りたい。



応急手当は？

治療法について
別の医師の
意見を聞きたい

ご利用対象者

契約者および被保険者

9:00 ~ 18:00
(日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

セカンドオピニオン受診費用無料

ホスピタル
ネットワーク

セカンドオピニオン手配サービス

病名などが判明している病気や症状に関して、現在の診断や今後の治療方針・方法などについて、総合相談医(※)の意見(=セカンドオピニオン)を対面、オンライン面談にて聞くことができます。

こんな時に
ご利用ください

他の治療法は
ないの？



手術を
すすめられた
けど...

※主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。

より専門的な
治療を
受けたい

ご利用対象者

契約者および被保険者

9:00 ~ 18:00
(日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

受診手配にかかる費用無料

ホスピタル
ネットワーク

受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、ティーペック株式会社の医療機関ネットワークからその治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

【一定条件について】

- 対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断
- お客さま(患者本人)がその内容を理解し、希望している
- 手配先の医療機関に、その専門分野の医師が在籍し、患者の受入、治療が可能な場合
- お客さま(患者本人)が手配先の医療機関での受診を了承している
- 主治医側も納得し、紹介状(診療情報提供書)を準備できる



健康お役立ちダイヤルの内容やお問い合わせ電話番号については、契約後、保険証券に同封されるチラシをご覧ください。

【各サービスの注意事項】

セカンドオピニオン手配サービス/受診手配サービス

- サービス利用の際の交通費、診察等にかかる費用等はご利用者の自己負担となります。
- 同一診断名でのセカンドオピニオンの提供は、原則年1回とさせていただきます。また、受診手配サービスは同一診断名のご利用は1回とさせていただきます。

【各サービス共通の注意事項】

- 本サービスは、業務委託先のティーペック株式会社が提供します。
- プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし生命の危険等、守秘の限界を超えるとティーペック株式会社が判断した場合を除きます。
- ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- サービス提供の際の録音、録画、撮影のご要望には原則として応じられません。
- 利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、不明点はお問い合わせください。
- 本サービスは2025年7月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される可能性があります。

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員として、金融機関窓販領域を中心に資産形成・資産承継に資する商品・サービスをご提供しております。

■ 高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

■ 沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスミュージュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)



ご契約前に十分にお読みください。

この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」は、保険業法第300条の2（準用金融商品取引法第37条の3第1項）に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務づけられた「契約締結前交付書面」です。当商品の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この商品は、ニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする生命保険です。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この書面の表記について▶ この契約概要では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。

1 引受保険会社については以下のとおりです。

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
※この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」において、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-001-262 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについては以下のとおりです。

- この保険の正式名称は、次のとおりとなります。

正式名称	積立金区分型終身保険特約(確定積増型)付 指定通貨建特別終身保険
------	-------------------------------------

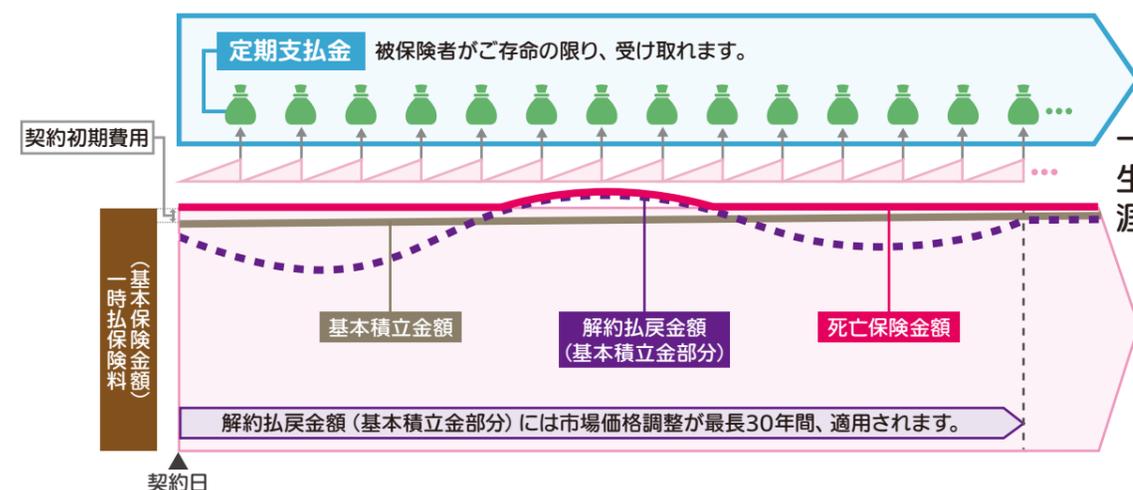
- ご契約時に、ご契約に適用する通貨として、米ドル、豪ドルまたは円のいずれかをご指定いただきます。保険料の払込、保険金等の支払はその指定通貨で行います。
※指定通貨が米ドル・豪ドルの場合、特約の付加により保険料の払込や保険金等の支払を円で行うことができます。
- ご契約時に定期支払特則が付加され、毎年、被保険者が生存している場合に定期支払金をお支払いします。
- 保険期間中に、被保険者が亡くなられたときに、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金額は、基本保険金額(一時払保険料と同額とします)が最低保証されます。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ(市場価格調整)となっております。市場価格調整は、基本積立金に適用されます。

【しくみ図】

※次の図は、イメージをあらわしたものです。

■契約初期費用

指定通貨	一時払保険料に対する割合
米ドル・豪ドル	5.0%
円	2.0%



3 この保険には投資リスク・為替リスクがあります。

- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 積立金については以下のとおりです。

この保険の積立金は、「基本積立金」と「特約積立金」に区分して計算します。

○基本積立金

積立利率を適用して、経過した年月数により当社の定める方法で計算します。なお、計算に際しては、契約初期費用、死亡保障に必要な費用および一時払保険料相当額*1×確定積増率*2を控除します。

○特約積立金

毎年の積増金が加算される部分の積立金をいいます。なお、契約時に定期支払特則が付加され、積増金は毎年、定期支払金としてのお受け取りとなります。そのため、定期支払特則が付加されている間は特約積立金はありません。

定期支払金について

- ご契約以後に到来する年単位の契約応当日を定期支払日とし、定期支払日に被保険者が生存している場合に、以下の計算式で計算された定期支払金をお支払いします。

定期支払金	一時払保険料相当額*1 × 確定積増率
-------	---------------------

- 計算に用いる確定積増率は、年齢、性別および積立利率により契約日に決定し、保険期間中一定です。
- ご契約者は定期支払特則を解約することができます。解約した場合、毎年の定期支払金のお受け取りにかえて同額を特約積立金に加算します。

*1 一時払保険料相当額は、基本積立金額を減額した場合、その割合に応じて減額した金額となります。

*2 一時払保険料相当額×確定積増率は、毎年、定期支払金となるため、基本積立金の計算に際しては同額を控除します。

6 積立利率については以下のとおりです。

- 積立利率は、基本積立金に対し適用される利率をいい、契約日ごとに毎月2回（1日～15日、16日～末日）設定され、保険期間を通じて一定です。契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。

※契約日とは、当社がご契約をお引き受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受け取った日を指します。

- 積立利率は、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

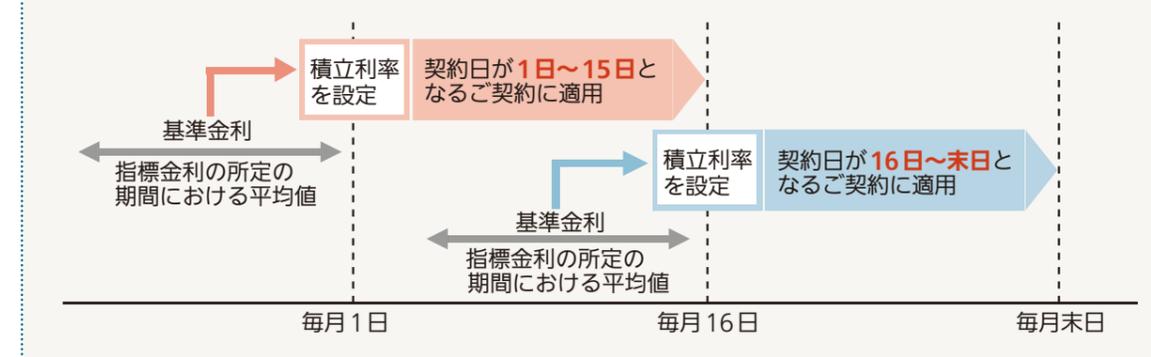
□積立利率の計算方法



用語について

基準金利	当社所定の方法により計算した指定通貨に応じた国債*1の複利回り（指標金利）の平均値 *1 米ドルの場合：米国債、豪ドルの場合：オーストラリア国債、円の場合：日本国債
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（指定通貨に応じた範囲内*2で設定） *2 米ドルおよび豪ドルの場合：-0.5%～+2.0%、円の場合：-0.5%～+1.5%
保険契約関係費率	<ul style="list-style-type: none"> ●新契約費率（ご契約の締結に必要な費用） ●維持費率（ご契約の維持に必要な費用） ●死亡保障費率（死亡保険金のお支払いに必要な費用）

積立利率の設定と適用の流れ



- 基本積立金額は、積立利率を適用し、経過した年月数により当社の定める方法で計算しますが、計算に際しては、契約初期費用および死亡保障に必要な費用などを控除します。そのため、基本積立金は、積立利率で複利運用されるものではありません。

- 積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

7 ご契約のお取扱いについては以下のとおりです。

指定通貨	 米ドル	 豪ドル	 円
契約年齢	50歳～90歳（契約日における被保険者の満年齢）		
最低一時払保険料*1 （保険料単位）	30,000米ドル （100米ドル）	30,000豪ドル （100豪ドル）	300万円 （1万円）
最高保険金額	<p>20億円</p> <p>当社の定める他の保険契約の死亡保険金額等*2 + 今回お申込みの基本保険金額 ≤ 通算最高保険金額 20億円</p> <p>※円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを我们用います。</p>		
保険期間	終身		
保険料払込方法	一時払のみ（野村証券経由または指定金融機関口座への送金）		
契約者	被保険者の3親等以内のご親族（法人契約可）		
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内のご親族（契約者が法人の場合は法人） ※1%単位で合計が100%となるよう複数名ご指定いただけます。		
その他取扱いについて	契約者貸付、基本保険金額の増額および指定通貨の変更のお取扱いはありません。		
お引き受けにあたっての制限について	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が入院中の場合は、ご加入いただけません。 被保険者の他の保険契約との通算金額等により、ご契約をお引き受けできない場合がございます。 		

*1 指定通貨が米ドル・豪ドルで円でご入金される場合は300万円（保険料円入金特約付加）となります。円でご入金の場合、指定金融機関口座への送金のみとなります。

*2 今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。

※ 市場金利情勢等によっては、ご加入いただけない場合があります。

※ 具体的なお契約内容については、「契約申込書（情報端末のお手続き画面を含みます）」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書」にてご確認ください。

8 この保険に配当金はありません。

9 保障内容（死亡保険金のお支払い）については以下のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	お支払いできない場合の例 （お支払いに際しての制限事項）
死亡保険金	被保険者が 保険期間中に 亡くなったとき	被保険者が亡くなった日における次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額* ・基本積立金部分の解約払戻金額*	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 重大事由によりご契約が解除された場合 等

* 当社の定める方法により計算した直前の年単位の契約応当日から支払事由発生時までの期間に対応する積増金を加算します。

死亡保険金をお支払いできない場合について、くわしくは  [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

10 主な特約・特則については以下のとおりです。

定期支払特則

米ドル 豪ドル 円

- この特則の付加により、特約積立金に積増金を加算する取扱いは行わず、毎年、ご契約者が定期支払金として積増金を受け取ることができます。
- ご契約以後に到来する年単位の契約応当日を定期支払日とし、定期支払日に被保険者が生存している場合に受け取れます。
- ご契約者からのお申出により、外貨建の定期支払金を円で受け取ることができます。
- この保険はご契約時にこの特則が付加されます。
- ご契約者はこの特則を解約することができます。解約した場合、毎年の定期支払金の受け取りにかえて特約積立金に積増金を加算します。

保険料円入金特約

米ドル 豪ドル

外貨建の保険料を円で払い込むことができます。

円支払特約Ⅱ

米ドル 豪ドル

外貨建の解約払戻金・保険金等を円で受け取ることができます。

年金支払特約

米ドル 豪ドル 円

保険金の全部または一部を、円建の年金で受け取ることができます。
年金種類は、確定年金(年金受取期間：5・10・15・20年)となります。

※年金額は、年金基金の設定時点の予定利率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。

※年金額が10万円に満たない場合には、保険金の受取人に保険金をお支払いして、この特約は消滅します。

年金移行特約

米ドル 豪ドル 円

契約日から5年経過後であれば、解約払戻金額を原資として円建の年金に移行することができます。年金種類は、次のとおりとなります。

- 確定年金(年金受取期間：5・10・15・20・30・36年)
- 保証期間付終身年金(保証期間：5・10・15・20・30・36年)
- 年金総額保証付終身年金

※年金額は、移行日時点の予定利率、予定死亡率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。

※移行後の年金額が10万円に満たない場合および移行日における被保険者の年齢が90歳を超える場合には移行できません。

円建終身保険移行特約Ⅱ

米ドル 豪ドル

- 契約日から1年を経過している場合、ご契約者のお申出により、円建終身保険に移行することができます。この場合、移行日における主契約の解約払戻金の円換算額を円建終身保険移行特約Ⅱの特約積立金とします。

※移行後は、移行日時点の当社所定の利率が適用されます。そのため、移行前に適用されていた積立利率より低い利率となることがあります。

- 円建終身保険に移行後は、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金をお支払いします。

保険契約者代理特約

米ドル 豪ドル 円

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって

「ご家族登録制度」が付帯されます。

ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

[ご家族登録制度利用規程](#)



■特約・特則の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

米ドル 豪ドル

種別	対象	換算基準日	適用為替レート
定期支払特則	定期支払金	定期支払日または必要書類が当社の本店に到着した日のいずれか遅い日	TTM-50銭
保険料円入金特約	一時払保険料(相当額)	一時払保険料(相当額)の受領日	TTM+50銭
円支払特約Ⅱ	・解約払戻金 ・死亡保険金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM-50銭
年金支払特約	死亡保険金	年金基金の設定申出を当社が受けた日	
年金移行特約	解約払戻金	移行日	
円建終身保険移行特約Ⅱ	解約払戻金	移行日	

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM(対顧客電信仲値)：

当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

なお、1日のうちにTTMの公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2025年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは [👉 ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

11 解約等については以下のとおりです。

- ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。
- 解約払戻金額の計算にあたっては、基本積立金に対し市場価格調整が適用されます。そのため、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 解約払戻金額*は、解約計算基準日において次のとおり計算します。

$$\text{基本積立金額} \times \left(1 - \text{市場価格調整率} \right)$$

基本積立金部分

*解約等により契約が消滅した場合（減額を含みます）には、当社の定める方法で計算された直前の年単位の契約応当日から消滅時までの期間に対応する積増金を加算します。

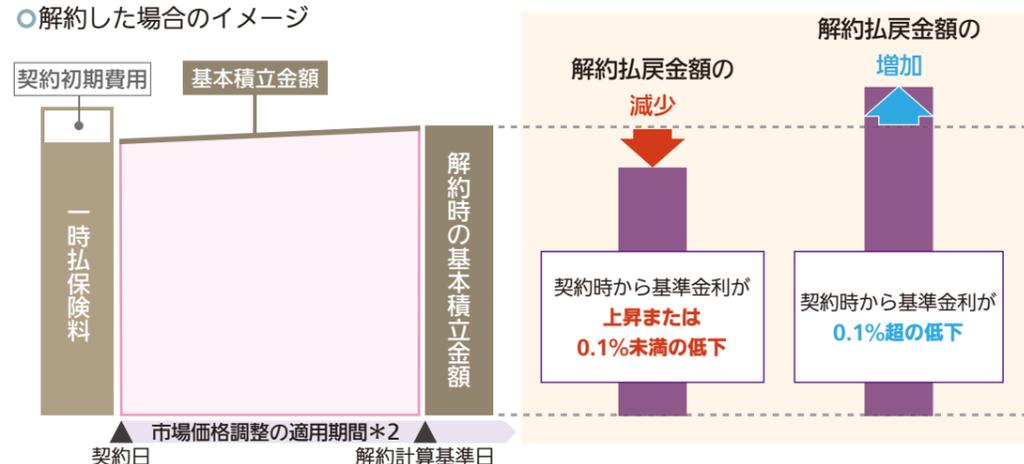
市場価格調整について

- 市場価格調整とは、解約払戻金の受取の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。
- 解約払戻金額の計算にあたっては「基準金利」を用います（「積立利率」ではありません）。解約計算基準日*¹の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇または0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額はその時点の基本積立金額よりも減少し、逆に、0.1%超低下した場合には、その時点の基本積立金額よりも増加します。

*1 完備された解約請求書類が当社に到着した日となります。

基準金利について、くわしくは [契約概要](#) 6 積立利率については以下のとおりです。をご覧ください。

○解約した場合のイメージ



*2 契約日から30年間（契約年齢が71歳以上の場合、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日の前日までの期間）となります。

○市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{契約日の基準金利} * 2}{1 + \text{解約計算基準日の基準金利} + 0.1\% * 1} \right]^{\text{所定の月数} * 3 / 12}$$

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数(0.1%)の影響

この所定の係数により、「解約計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、解約計算基準日の基本積立金に対して、契約日からの経過年数に応じて、市場価格調整による一定率が控除されます。例えば、解約計算基準日と契約日の基準金利が2.00%の場合の市場価格調整による控除率（市場価格調整率）は、次のとおりとなります。

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	2.27%	2.21%	2.15%	2.09%	2.04%	1.98%	1.92%	1.86%	1.81%	1.75%

※契約年齢：60歳、指定通貨：米ドルで計算しています。

- *1 解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と解約計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています。
- *2 積立利率を計算するための基準金利となります。
- *3 解約計算基準日から被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日の前日までの期間などをもとに計算します。

■解約計算基準日が次の場合には、市場価格調整は適用されません。

契約年齢	70歳以下	契約日からその日を含めて30年経過直後に到来する年単位の契約応当日以後の場合
	71歳以上	被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日以後の場合

※ご契約者は、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日を指定して、ご契約を解約することができます。この場合、当該契約応当日の前1ヵ月間に当社へのお申出が必要となります。

解約払戻金額の計算例について、くわしくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

市場価格調整等により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約払戻金額は一時払保険料を大きく下回ります。

減額について

基本保険金額の減額を行った場合、減額分は解約したものととして取扱い、同じ割合で基本積立金額についても減額されます。減額後の基本保険金額が下記の金額以上での取扱いとなります。

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
最低基本保険金額	20,000米ドル	20,000豪ドル	200万円

※減額のお取扱いは将来変更される可能性があります。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- ▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この書面の表記について▶この注意喚起情報では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。

⚠️ お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要となる費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料から次の金額を控除します。

指定通貨	一時払保険料に対する割合
 米ドル・  豪ドル	5.0%
 円	2.0%

【保険期間中の費用】

- 死亡保障に必要な費用を基本積立金から毎月控除します。この費用は、契約年齢、性別等により異なりますので、一律には記載できません。
- 基本積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

指定通貨	適用為替レート	
 米ドル	保険料を円貨で払込む場合【 保険料円入金特約 】	TTM + 50 銭
	死亡保険金等を円貨で受け取る場合【 円支払特約Ⅱ 】	TTM - 50 銭
 豪ドル	円建の年金で受け取る場合【 年金支払特約 】【 年金移行特約 】	
	円建終身保険に移行する場合【 円建終身保険移行特約Ⅱ 】	
	定期支払金を円貨で受け取る場合【 定期支払特約 】	

*TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2025年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※外国通貨建の保険料を円貨にてご用意される際や保険料を外国通貨でお払い込みになる際、また、保険金等を外国通貨でお受け取りになる際や、その通貨を円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を年金移行特約の特約積立金額として、費用等を控除した当社の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として年金移行特約の特約積立金から年金額の1%を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- 円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。

⚠️ この保険には投資リスクや為替リスクがあります。

- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※上記のリスクについてよくご確認ください、余裕資金にてご加入ください。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

■ 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

■ 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 （電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
ご不明点などございましたら、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■ 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。

■ 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。

■ 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお申込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。

■ 外貨建のご契約の場合、保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ）に伴い、お返しする通貨が異なります（保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります）。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨*1	円貨*3
付加しない場合	外貨*2	外貨*4

- *1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。
- *2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。
また、お客様の口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- *3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
- *4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
 - ① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
 - ④ 為替差損（益）

■ 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。

- ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③ 既契約の内容変更である場合

■ 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に保険金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 健康状態や職業について、告知いただく必要はありません。

■ ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

■ 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引き受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取り扱いとなります。

3 保障の開始時期（責任開始期）は以下のとおりです。

- 当社がご契約をお引き受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は一時払保険料（相当額）を受け取った時からご契約上の責任を負います。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- お客さまからのお申込みに対して、当社が承諾の判断を行うにあたり、日数を要する場合がございます。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 次の場合、死亡保険金等をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
 - 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - ご契約者または死亡保険金受取人の故意 等
 - 重大事由による解除の場合
 - ご契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます）または死亡保険金の受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
 - ご契約者、被保険者または死亡保険金の受取人等が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等
 - ご契約者が死亡保険金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合
 - ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消となった場合
- くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等について、次の点にご留意ください。

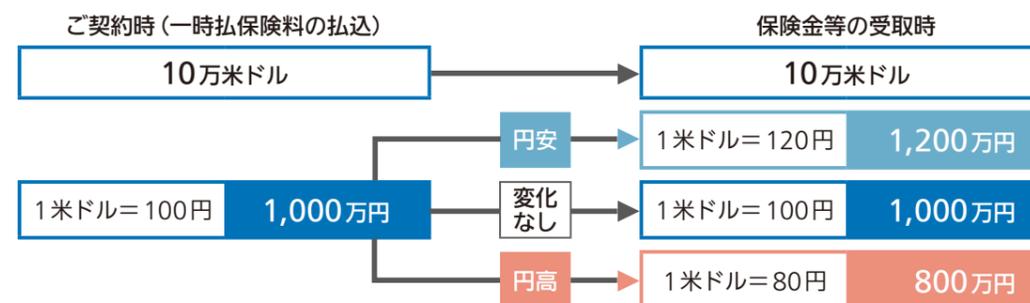
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および保険金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 指定通貨が外貨通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、ご契約時の為替相場による一時払保険料や保険金等の円換算額を下回ることがあります。

○為替リスクの例（米ドルの場合）



7 解約されたときの解約払戻金は、一時払保険料より少ない金額になることがあります。

ご契約時にお申込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。また、解約払戻金は、契約日から一定期間、解約計算基準日の基本積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。解約払戻金額の計算方法について、

くわしくは  **契約概要** **11** 解約等については以下のとおりです。をご覧ください。

8 保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

- 当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構	TEL 03-3286-2820
	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

9 この保険は生命保険商品です。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

10 現在加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約に加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります(該当の場合のみご確認ください)。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11 特に、現在加入されている一時払終身保険契約を解約・減額して、新たに保険契約のお申込みをご検討されている方は、以下の事項にご留意ください(該当の場合のみご確認ください)。

- 一時払終身保険契約を解約された場合、解約払戻金をお支払いし、保険契約は消滅しますので、保険金等のお支払いはありません。この場合、保険金等の最低保証は消滅します。
- 一時払終身保険契約を解約された場合、解約払戻金額が払込保険料を下回る場合があります。
- 一時払終身保険契約を減額された場合、一般的に保険金等が最低保証される額は減額されます。なお、減額された場合、減額せずにご契約を継続された場合に比べて、保険金額が少なくなります。
- 解約控除期間のある一時払終身保険契約を解約控除期間で解約の場合、契約日または増額日からの経過年数に応じた解約控除を積立金(減額の場合は減額請求金額)から控除した金額が解約払戻金額となります。
- 新たにお申込みの保険契約は、解約されるご契約と商品内容等が異なる場合があります。

12 税金のお取扱いについては以下のとおりです。

- 税務のお取扱いは2025年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

〈一時払保険料について〉

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

〈定期支払金に対する課税〉

毎年お受け取りになる定期支払金のうち、必要経費を差し引いた金額が、所得税(雑所得) + 住民税の対象となります。

※定期支払金に対する必要経費は次のとおり計算します。

$$\text{定期支払金} \times \frac{\text{定期支払開始時の一時払保険料相当額}}{\text{定期支払開始時の受取総額見込額}^*}$$

* 受取総額見込額 = 定期支払金 × 被保険者の余命年数 + 基本保険金額

〈解約払戻金(解約差益)に対する課税〉

所得税(一時所得) + 住民税の対象となります。

〈死亡保険金に対する課税〉

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉

 米ドル  豪ドル

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象	換算基準日	適用為替レート*
保険料	一時払保険料の受領日	TTM(対顧客電信仲値)
定期支払金	定期支払日	TTM(対顧客電信仲値)
解約払戻金	必要書類の当社到着日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡保険金	相続税・贈与税の対象となる場合	TTB(対顧客電信買相場)
	所得税の対象となる場合	TTM(対顧客電信仲値)

*当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払い込みいただいた金額となります。

※特約の付加等により円でお受け取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額(円貨でお受け取りいただいた金額)を基準とします。

13 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご相談ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

14 この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご参考 ご加入にあたってご確認ください



この商品は、ニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なります。

中途解約は、元本割れする可能性があります。そのため、中途解約を前提とする運用目的のご加入はお控えください。



クーリング・オフ制度の対象です。

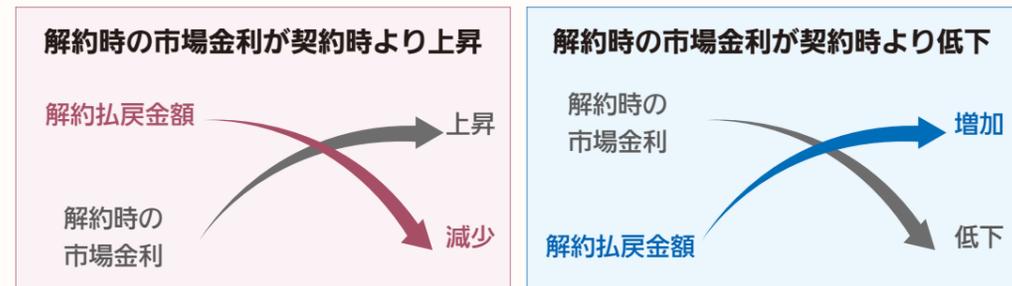
お申込日から起算し、8日目までの期間内であれば、クーリング・オフの対象となります。くわしくは [注意喚起情報](#) をご覧ください。



金利変動の影響により解約払戻金額は増減します。

この保険は、契約時の市場金利と解約時の市場金利との変動を解約払戻金額に反映します（市場価格調整）。

【市場価格調整のイメージ】



解約払戻金額が減少します。

解約払戻金額が増加します。

? 市場価格調整を適用するのはどうして？
適用しない場合と比較し、高い金利を享受でき、大きい保障が得られるためです。

市場価格調整のしくみについて
こちらの動画で説明をご覧ください。



為替変動の影響により元本割れが生じることがあります。

外貨建のご契約で、円にて保険金や給付金、年金などをお受け取りの場合、円の受取総額が一時払保険料を下回ることがあります。

くわしくは [注意喚起情報](#) をご覧ください。

【為替変動のイメージ】



? 外貨建保険には、どのようなメリットがあるの？
日本と比較し、アメリカやオーストラリアの高い金利を活かした運用により、効率的に資産をふやすことが期待できます。



お客さまにご負担いただく費用があります。

ご負担いただく費用として、主に、ご契約時やご契約中の費用、外貨の取扱費用などがあります。

具体的な費用について、くわしくは [注意喚起情報](#) 冒頭をご覧ください。

? どうして費用を負担する必要があるの？
ご負担いただく費用は、将来にわたる保障の確保や長期にわたりご契約を管理していくための費用等に充てられます。